

いわゆる「カード合わせ」の方法を用いた
懸賞による景品類の提供について

景品表示法及び関係告示(抜粋) …… 1

「コンプガチャ」のイメージ …………… 2

松原内閣府特命担当大臣記者会見要旨(抜粋)
… 3

福島消費者庁長官記者会見要旨(抜粋)
… 5

景品表示法及び関係告示（抜粋）

■ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号） （定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

4（略）

（景品類の制限及び禁止）

第三条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

■ 不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年6月30日公正取引委員会告示第3号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条の規定により、景品類及び表示を次のように指定する。

1 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第二条第三項に規定する景品類とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品又は役務に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。

一 物品及び土地、建物その他の工作物

二 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券

三 きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）

四 便益、労務その他の役務

（以下略）

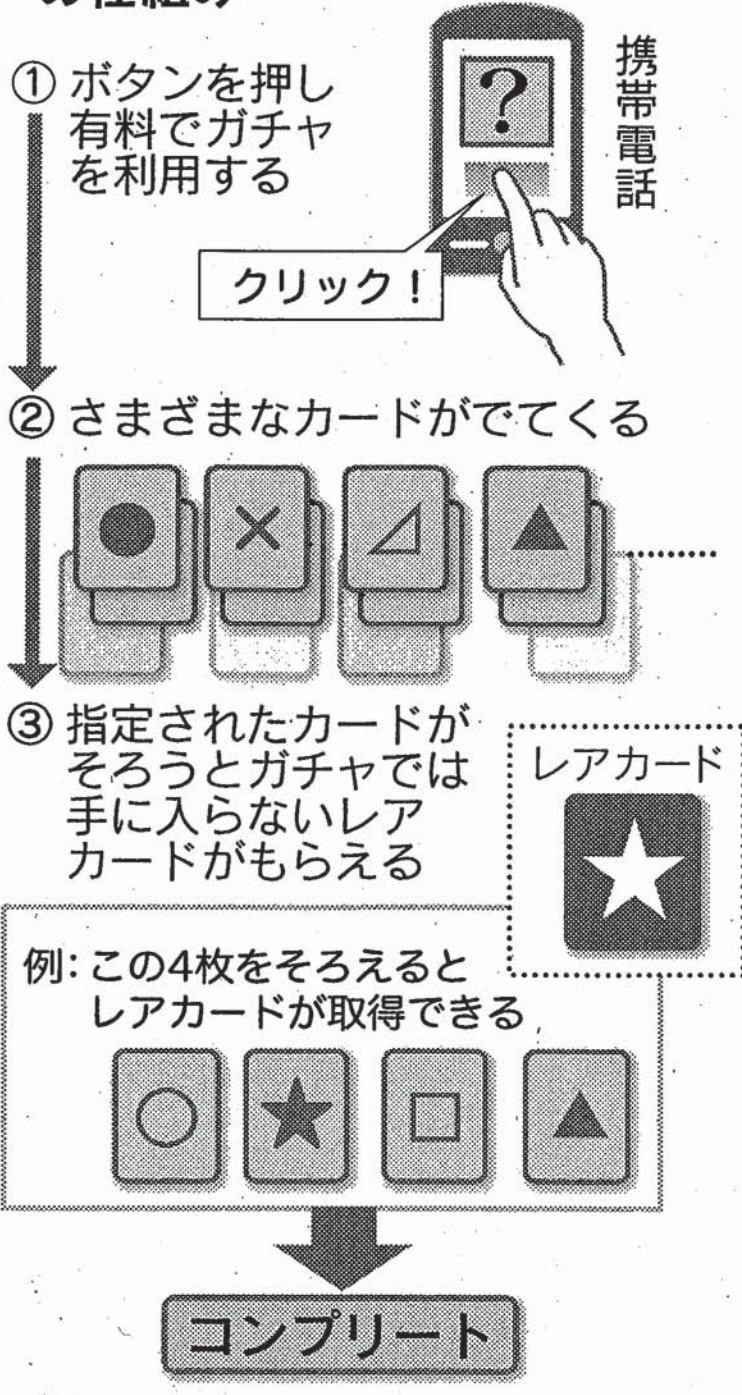
■ 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条の規定に基づき、懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）の全部を次のように改正する。

1～4（略）

5 前三項の規定にかかわらず、二以上の種類の文字、絵、符号等を表示した符票のうち、異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法を用いた懸賞による景品類の提供は、してはならない。

コンプリート(コンプ)ガチャの仕組み



平成 24 年 5 月 10 日付 日本経済新聞朝刊から引用

松原内閣府特命担当大臣記者会見要旨（抜粋）

（平成24年5月8日（火）10：01～10：10 於）警察庁第4会議室）

（問）携帯電話のソーシャルゲーム「コンプリートガチャ」というものが問題になっていきますけれども、消費者担当大臣としてのこれについての御認識を教えてください。

（答）まず個別の事例についてのお答えは基本的には差し控えておきたいと思っておりますが、一般論で申し上げますと、インターネット上のカードを複数揃えるとレアカードが当たる仕組みについては、これまで景品表示法に基づく措置をとった例はなく、景品表示法の規制が及ぶことを明確に示す運用基準等も存在をしております。

そこでまず、本件に係る景品表示法上の考え方を可能な限り早期のうちに明らかにすることにより、事業者及び一般消費者に対し注意喚起をすることを検討いたしております。

（問）違法と、そして規制すると、そういう方向での検討ということではよろしいのでしょうか。

（答）まだその段階まで申し上げているわけではなくて、景品表示法上の考え方を可能な限り早期のうちに明らかにして、事業者及び一般消費者に対し注意喚起することを検討しているということで、まず段取りとしては、そういった中で、様々な事業者から聞くというふうな作業もあろうかと思っております。

（問）一通り聞いて、いつぐらいに見解を発表される、運用基準を発表されるのでしょうか。

（答）少なくとも注意喚起をして、こうしたことのソーシャルゲームの問題性がもっと大きくなる前に、一定の方向性を出す必要があるかと思っております。

（問）それは、目途としては大体いつぐらいというスケジュールはあるんですか。

（答）今の段階では申し上げるところではありません。

（問）景品表示法のカード合わせ、禁止されているカード合わせに当たるんじゃないかという見解を先般消費者庁長官が示しましたけれども、それについては大臣はどういうふうにお考えですか。

（答）その可能性はあるというふうに思っております。

景品表示法では、二つ以上の種類の文字、絵、符号等を表示した符票のうち、異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法、いわゆるカード合わせの方法を用いた懸賞による景品類の提供について、景品類の価額の大小を問わず禁止しております。

一般論として、カードは有体物かインターネット上のものであるかに関わらず、カードを複数揃えるとレアカードが当たる仕組みについては、一般消費者に提供されるレアカードは、カード取引に顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するカードの取引に付随して相手方に提供する経済上の利益として、景品表示法の景品類に当たると認められます。その提供は、告示で禁止されているカード合わせの方法を用いた懸賞によるものであれば、景品表示法上禁止される行為、つまりカード合わせの方法を用いた懸賞による景品類の提供に該当すると考えております、ということでもあります。

(問) そうすると、ただいまネット上に問題になっているコンプリートガチャはカード合わせに当たると考えていいんですよね。

(答) 大体そういうことになろうかと思えます。ただ、どちらにしても、もう少し会社側に対して調査といいますか、聞き取りをして判断をしていくということになろうかと思えます。

(問) 法律論はさておき、そもそも子供が1回ぼちっと押すだけで300円をばんばん使う、アイテムをいっぱい買っちゃうと、そういうような現状ゲームなんですけれども、それについて大臣はどういうふうに。

(答) 極めて射幸心をあおるということは間違いなくて、御案内のとおり、何十万円もの請求が1か月で来た事例もあるわけでありまして、したがって、ソーシャルゲームが社会問題化既になっているわけでありまして、そうしたことに關しては、私は一定の抑制的な方向性を打ち出すことは必要だろうと、注意喚起をすることも必要だろうと思っております。

(問) 事業者はどういうふうにするべき、つまり今これをやっている事業者はプロ野球団を持っているほどの大企業なんですけれども、そういう大企業がこのような商法をしていることについては、どうお考えでしょうか。

(答) それについては個別の議論になるわけでありまして、どちらにしても聞き取りをして、その後聞き取りを受けて、さらに先に注意喚起をどうやって行うか議論を進めていくことになろうかと思っております。こういった様々な状況、我々の着目も見て、事業者側も色々な検討をして協力をするのではないかというふうに私は期待しております。

(以 上)

福島消費者庁長官記者会見要旨（抜粋）

（平成24年5月9日（水）14：00～14：37 於）消費者庁6階記者会見室）

（問）コンプガチャの問題についてなんですけれども、景品表示法上の問題があるという
ような報道がなされておりまして、海外でも非常に注目が集まっております。これに
ついて、現在の消費者庁の見解を、改めてになるかもしれないんですけれども、お伺
いしたいと思うんですが、今までの情報について、消費者庁においては今、どうい
うふうを考えているのか、今後の規制が強化されるという検討がされているのかどう
かについて、コメントをお願いしたいということ。もう一つが、この規制がされるとい
うことについて、産業への悪影響から見て、過剰反応なのではないかというような声
もあるようなんですが、これについて、どういふふうにお考えになるのか教えてくだ
さい。

（答）消費者庁としてのこの件についての景品表示法上の問題点、その考え方というのは、
これから正式に示していきたいと思っています。

今の時点で、消費者庁が考えていること、検討していることということでお話をし
たいと思いますけれども、ご質問にあったわけではありませんが、ガチャでカードを
取得することは、それ自体が消費者と事業者の取引ですから、そのカードが景品に当
たるわけではありません。

ただ、カードの特定の組み合わせによって、レアカードを得るということは、事業
者からすると提供するということは、カードの取引を誘引する、カードの取引に消費
者を誘引するための景品というふうに捉えることができると思います、レアカードに
ついては。

そうしますと、カード合わせの方法を使って、懸賞による景品を提供するというこ
とは、景品表示法が禁止をしている事項に当たります。これはあくまで一般論で、ど
の事例がどうだと言っているわけではありませんが、一般論として、景品表示法上の
問題点があると考えています。

こうした考え方をきちんとまとめて、消費者庁の考え方として提示をして、事業者、
もちろん消費者の皆さんにもですが、特に事業者の皆さんに注意喚起をしていき
たいと思っています。

過剰反応等というご意見、色々なご意見もあるのかもしれませんが、特に子どもた
ちがレアカードを得るために、月何十万も請求が来てしまったというような事例があ
りますので、少なくともそういったものは、一定の規制をしないとイケない、そう
いった事態は避けなければいけないというふうに思っていて、過剰に規制するつもり
はありませんけれども、必要な規制と申しますか、必要な事業者への注意喚起を
まずしていきたいということです。